

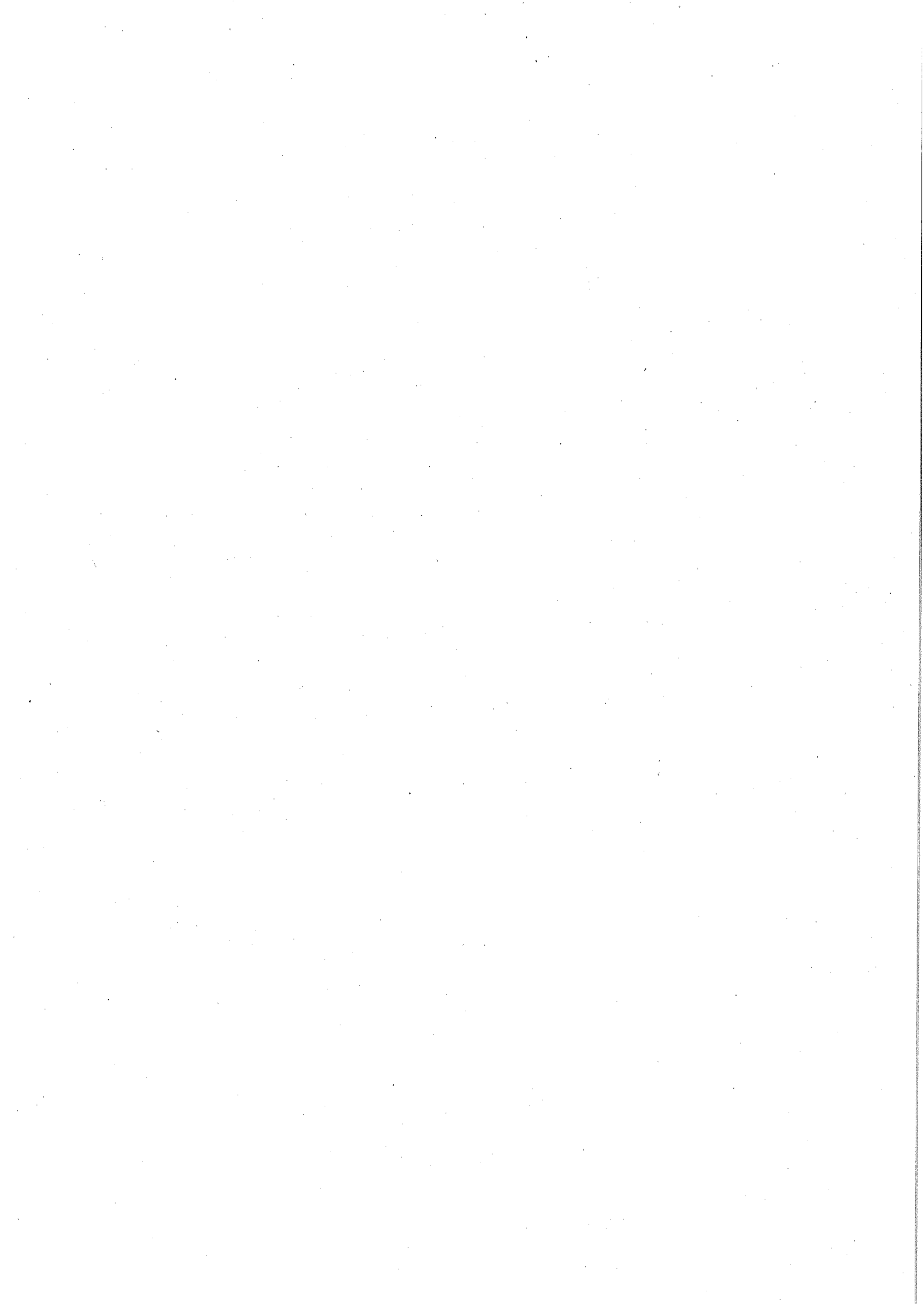
議案第 3 号

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例（平成12年野田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（試験配布に係る堆肥の利用に関する特例）

2 当分の間、市長は、試験配布（センターで生産された堆肥を市民（農業者及び植木生産業者を除く。以下同じ。）の利用に供することをいう。以下同じ。）について次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、試験配布をすることができる。

- (1) 農業者、農業団体及び植木生産業者への堆肥の供給に支障がないこと。
- (2) センターの管理運営上支障がないこと。
- (3) 堆肥に係る市民の需要を把握するために必要があること。

別表中「受け入れ、堆肥の生産」を「受入れ」に改め、同表の1の表資源処

理手数料の項中「5キログラム」を「10キログラム」に、

50円

を 270円 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

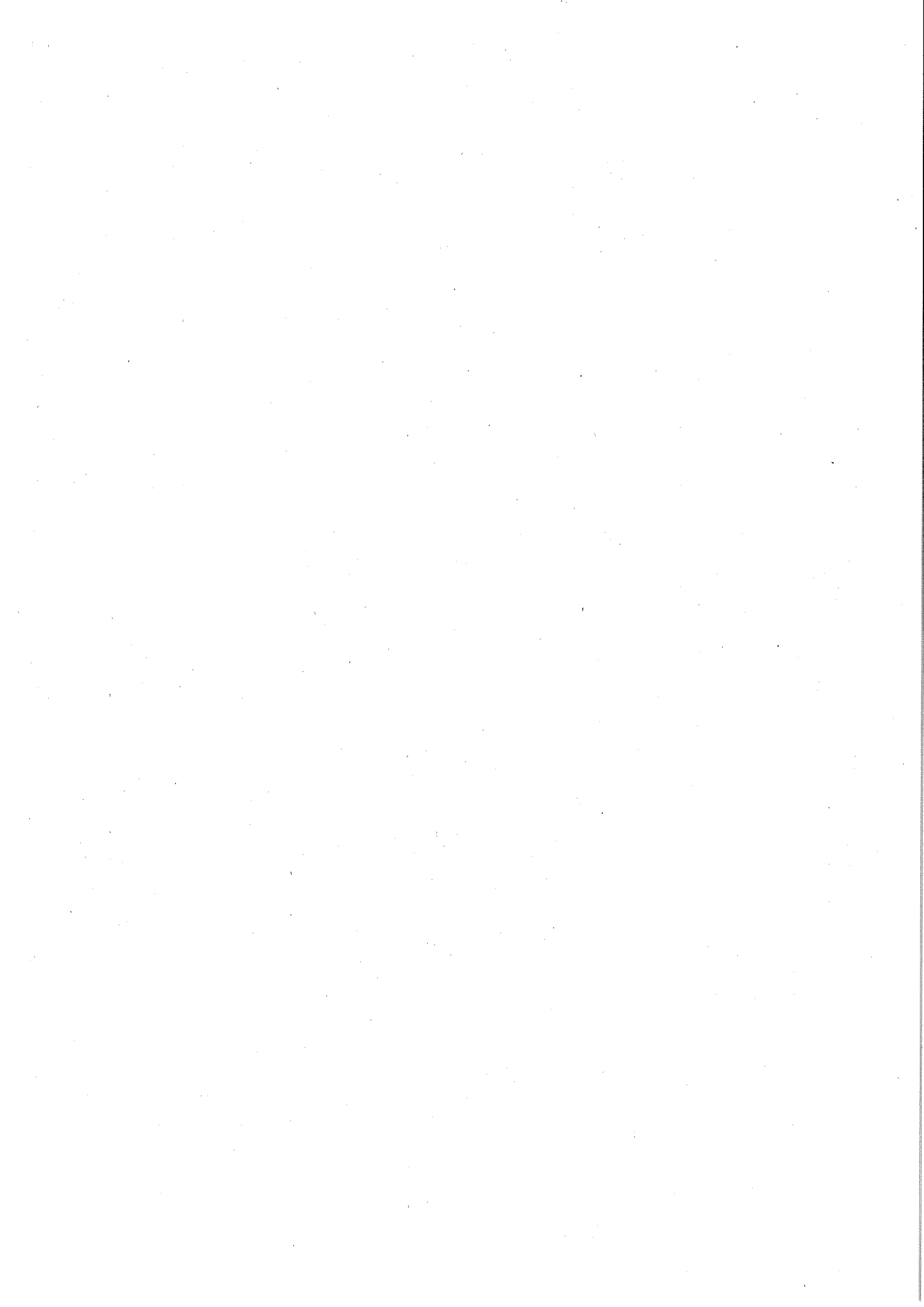
（経過措置）

2 この条例による改正後の野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の資源の受入れに係る資源

処理手数料について適用し、同日前の資源の受入れに係る資源処理手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

試験配布に係る堆肥の利用に関する特例の規定を整備するとともに、資源処理手数料の改定をしようとするものである。



参考資料

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例 (平成12年野田市条例第5号)

改 正 案	現 行																		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(試験配布に係る堆肥の利用に関する特例)</p> <p>2 当分の間、市長は、<u>試験配布(センターで生産された堆肥を市民(農業者及び植木生産業者を除く。以下同じ。))の利用に供することをいう。以下同じ。)</u>について次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、<u>第4条第2項の規定にかかわらず、試験配布をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>農業者、農業団体及び植木生産業者への堆肥の供給に支障がないこと。</u></p> <p>(2) <u>センターの管理運営上支障がないこと。</u></p> <p>(3) <u>堆肥に係る市民の需要を把握するために必要があること。</u></p> <p>別表(第7条第1項) 堆肥センター利用に係る料金</p> <p>1 資源の<u>受入れ</u>に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源処理 手数料</td> <td>資源 <u>10 キログラム</u>までごとに</td> <td style="text-align: center;"><u>270 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	種類	単位	金額	資源処理 手数料	資源 <u>10 キログラム</u> までごとに	<u>270 円</u>	備考 (略)			<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表(第7条第1項) 堆肥センター利用に係る料金</p> <p>1 資源の<u>受け入れ、堆肥の生産</u>に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源処理 手数料</td> <td>資源 <u>5 キログラム</u>までごとに</td> <td style="text-align: center;"><u>50 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	種類	単位	金額	資源処理 手数料	資源 <u>5 キログラム</u> までごとに	<u>50 円</u>	備考 (略)		
種類	単位	金額																	
資源処理 手数料	資源 <u>10 キログラム</u> までごとに	<u>270 円</u>																	
備考 (略)																			
種類	単位	金額																	
資源処理 手数料	資源 <u>5 キログラム</u> までごとに	<u>50 円</u>																	
備考 (略)																			